

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等に係る 平成29年3月1日以降の一部負担金免除期間の取扱いについて

区域番号	避難指示区域等	該当市町村	所得区分 平成28年度 ⇒ 平成29年度	一部負担金免除
①	帰還困難区域 居住制限区域 避難指示解除準備区域	大熊町、双葉町 南相馬市の一部、富岡町の一部 葛尾村の一部、浪江町の一部 飯館村の一部	所得要件なし	～平成30年2月28日
②③④⑤⑥	平成27年度以前に解除された区域	広野町、楡葉町 田村市の一部、南相馬市の一部 川内村の一部 南相馬市、伊達市、川内村の 旧特定避難勧奨地点	上位所得層以外 ⇒ 上位所得層以外 上位所得層以外 ⇒ 上位所得層 上位所得層 ⇒ 上位所得層以外	～平成30年2月28日 ～平成29年7月31日 平成29年8月1日 ～平成30年2月28日
⑦ (追加)	平成28年度に解除された(される) 区域(平成29年4月1日に解除され る区域も含む) 居住制限区域 避難指示解除準備区域	南相馬市の一部、川俣町の一部 富岡町の一部、川内村の一部 葛尾村の一部、浪江町の一部 飯館村の一部	所得要件なし ⇒ 上位所得層以外 所得要件なし ⇒ 上位所得層	～平成30年2月28日 ～平成29年9月30日

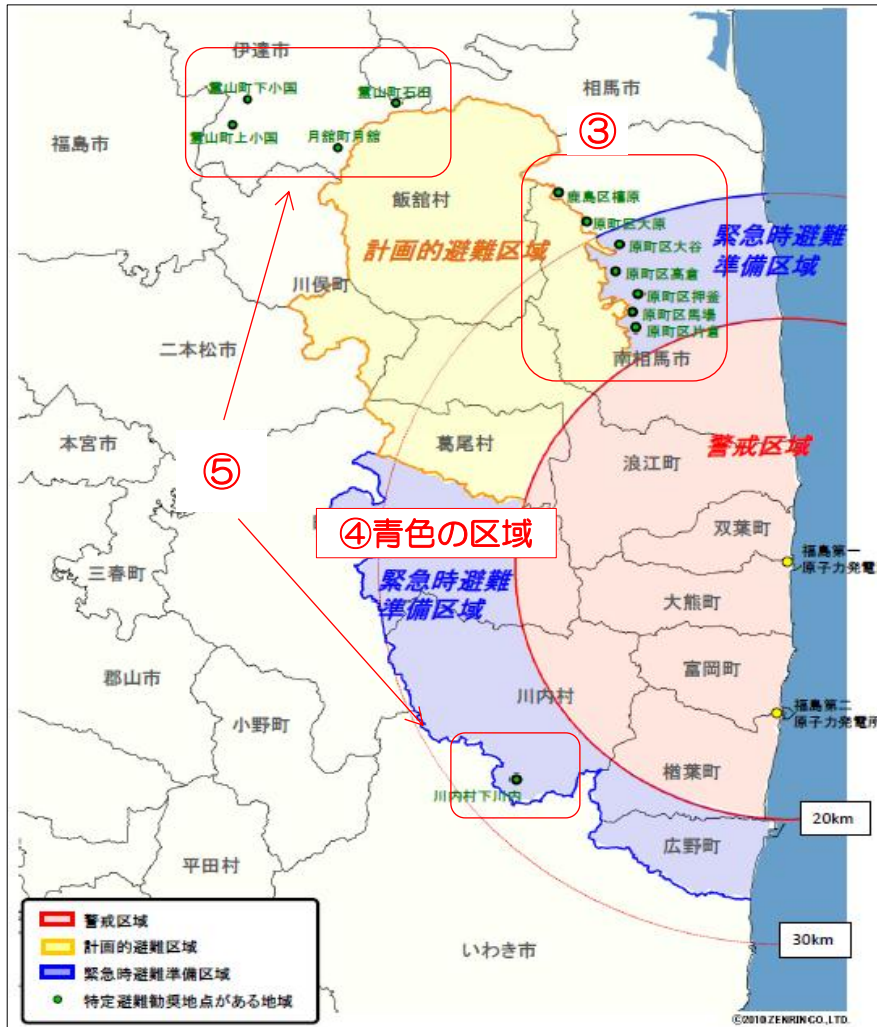
※1. 区域番号については、避難指示区域図を参照してください。

※2. 所得区分については、平成28年度は平成27年所得を、平成29年度は平成28年所得を対象としています。ただし、平成29年4月から平成29年7月までの場合にあっては、平成27年所得を対象とします。

※3. 上位所得層とは、世帯に属する後期高齢医療の被保険者について、収入から経費を差し引いた所得から33万円の基礎控除額を引いた後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える世帯

(参照) 避難指示区域図

【旧避難指示区域】



【現在の避難指示区域】

